

平成 18 年 1 月 31 日

各 位

不動産投信発行者名

グローバル・ワン不動産投資法人

代表者名 執行役員 勝本 杉雄

(コード番号：8958)

問合せ先

グローバル・アライアンス・リアルティ株式会社

投信業務部長 山田 信幸

(TEL：03-3262-1494)

### 規約の変更等に関するお知らせ

本投資法人は、平成 18 年 1 月 31 日開催の役員会におきまして、下記の規約の変更等について、平成 18 年 3 月 15 日に開催される本投資法人の第 3 回投資主総会（以下、「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、下記記載の規約の変更等は、本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

#### 記

#### 1. 規約の変更について

##### (1) 規約変更の理由

###### 第 13 条関係

本投資法人の更なる統治機能強化を可能にするため監督役員の数の上限を 3 名から 4 名に変更します。

###### 別添「資産運用の対象及び方針」2.(1)B.関係

株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の規則改正に伴い、不動産等への投資に付随し、当該不動産等と併せて、不動産の管理会社等の株券への投資を可能にするため変更します。これにより、区分所有ビルの管理・運営等のために区分所有者が出資して設立した管理会社の株券の取得等が可能となります。

###### 別添「資産運用の対象及び方針」2.(1)C.関係

東京証券取引所の規則改正に伴い、不動産等への投資に付随し、当該不動産等と併せて、商標権、温泉権その他の資産への投資を可能にするため変更します。また、東京証券取引所の規則改正に伴い、本投資法人の商号に係る商標権等本投資法人の組織運営に伴い保有するものについて規定します。

##### (2) 規約変更の内容

現行規約の一部を以下のとおり変更します。（変更箇所は下線の部分です。）

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
第 13 条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内 (但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とする。	第 13 条（役員の数） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は4名以内 (但し、執行役員の数に1を加えた数以上とする。)とする。

現 行 規 約	変 更 後 の 規 約
<p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>B. その他の特定資産への投資</p> <p>本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することができる。</p> <p>(a) 預金</p> <p>(b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。等)の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券及び次の いずれかに該当するものは除く。)</p> <p>(記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。</p>	<p>別添「資産運用の対象及び方針」</p> <p>2. 資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲等</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>B. その他の特定資産への投資</p> <p>本投資法人は、余剰資金の効率的な運用に資するため、特定資産のうち、以下に掲げる各資産に投資することができる。</p> <p>(a) 預金</p> <p>(b) 価値の変動リスクが低いと認められる有価証券(投信法第2条第5項に定義される。)(但し、ここでは不動産関連資産に該当するもの及び株券は除く。)、金銭債権(譲渡性預金証書を含み、これに限られない。等)の資産であって、特定資産に該当するもの(不動産関連資産に該当するもの、株券並びに次の <u>及び</u> のいずれかに該当するものは除く。)</p> <p>(<u>現行のとおり</u>)</p> <p><u>本投資法人は、特定資産のうち、以下に掲げる各資産であって、不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>又は<u>不動産信託受益権への投資に付随し、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるものに投資することができる。</u></p> <p><u>(a)不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>の<u>管理会社等の株券</u></p> <p><u>(b)(a)の株券を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権(当該株券に対する投資を目的とする場合に限る。)</u></p> <p>C. 特定資産以外の資産への投資</p> <p>本投資法人は、特定資産以外の資産への投資を行わない。<u>但し、本投資法人は、以下に掲げる各資産に投資することができる。</u></p> <p><u>本投資法人は、特定資産たる不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>又は<u>不動産信託受益権に付随し、かつ、当該不動産又は不動産信託受益権と併せて取得することが株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められる以下の各資産</u></p> <p><u>(a)商標法(昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。)</u>に基づく<u>商標権等(商標権又はその専用使用権もしくは通常使用権をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(b)温泉法(昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。)</u>に定める<u>温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備</u></p> <p><u>(c)不動産(不動産信託受益権の信託財産たる不動産を含む。)</u>の<u>管理会社等の出資持分</u></p> <p><u>(d)民法(明治29年法律第89号。その後の改正を含む。)</u>に定める<u>動産</u></p> <p><u>(e)投信法その他の法令上、本投資法人が取得することが許容される資産</u></p> <p><u>(f)(a)ないし(e)の資産を信託する信託受益権、又は金銭を信託する信託受益権((a)ないし(e)の資産に対する投資を目的とする場合に限る。)</u></p> <p><u>本投資法人が運用のために保有する資産以外の資産のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するものであり、株式会社東京証券取引所その他の本投資法人の発行する投資証券が上場されている有価証券市場を開設する証券取引所の規則上適当と認められるもの</u></p>

## 2. 役員の選任について

本投資主総会におきまして執行役員勝本杉雄及び北島洋一郎、監督役員立石則文、西村裕、

及び伊藤紀幸を改めて選任します。本投資主総会において承認されますと平成 18 年 4 月 1 日付けで新役員は就任します。

(1) 執行役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
1	勝本 杉雄 (昭和16年8月5日生)	昭和 40 年 3 月 明治生命保険相互会社 (現明治安田生命保険相互会社) 入社 平成元年 4 月 同社 津支社長 平成 4 年 4 月 同社 全社運動推進部長 平成 6 年 4 月 同社 不動産サービス部長 平成 7 年 4 月 同社 不動産部長 平成 9 年 4 月 同社 理事兼不動産部長 平成 12 年 4 月 東菱不動産株式会社 社長 平成 12 年 6 月 京葉明和サービス株式会社 社長 平成 13 年 4 月 株式会社ダイヤモンド・アスレティックス社長 平成 15 年 4 月 同社 非常勤取締役 平成 15 年 4 月 本投資法人執行役員就任 (現職)
2	北島 洋一郎 (昭和18年8月24日生)	昭和 42 年 4 月 明治生命保険相互会社 (現明治安田生命保険相互会社) 入社 平成 3 年 4 月 同社 東京第七法人部長 平成 7 年 4 月 同社 不動産事業部長 平成 9 年 4 月 明生投資顧問株式会社 (現明治ドレスナー・アセットマネジメント株式会社) 取締役 平成 10 年 4 月 東菱不動産株式会社 取締役 平成 13 年 4 月 明生不動産管理株式会社 取締役 平成 16 年 1 月 明治安田ビルマネジメント株式会社 取締役 平成 17 年 1 月 本投資法人執行役員就任 (現職)

上記各執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

(2) 監督役員の候補者は以下のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略 歴
3	立石 則文 (昭和28年9月21日生)	昭和 54 年 4 月 弁護士登録 昭和 54 年 4 月 不二法律事務所所属 昭和 56 年 4 月 小中・外山・細谷法律事務所所属 昭和 60 年 6 月 ハーバード大学ロースクール修士課程修了 昭和 60 年 6 月 デービス・ボーク・ウォードウェル法律事務所所属 昭和 61 年 9 月 アンダーソン・毛利法律事務所所属 平成 6 年 9 月 東西総合法律事務所設立 (現職) 平成 13 年 3 月 最高裁判所司法研修所教官 平成 15 年 4 月 本投資法人監督役員就任 (現職)
4	西村 裕 (昭和33年5月15日生)	昭和 57 年 11 月 監査法人中央会計事務所 (現中央青山監査法人) 勤務 昭和 57 年 11 月 会計士補登録 昭和 61 年 9 月 公認会計士登録 昭和 62 年 9 月 Coopers & Lybrand (シンガポール) 出向 平成元年 12 月 中央新光監査法人 (現中央青山監査法人) 監査第一部勤務 平成 3 年 9 月 西村公認会計士事務所 (現総合会計事務所マネジメント・サポート) 開設 (現職) 平成 5 年 10 月 税理士登録 平成 11 年 8 月 有限会社マネージメント・サポート設立 取締役 (現職) 平成 15 年 4 月 本投資法人監督役員就任 (現職)
5	伊藤 紀幸 (昭和40年2月11日生)	昭和 63 年 4 月 三井信託銀行株式会社 (現中央三井信託銀行株式会社) 入社 平成 3 年 11 月 不動産鑑定士補登録 平成 7 年 5 月 不動産鑑定士登録 平成 11 年 12 月 株式会社日本格付研究所入社 チーフアナリスト 平成 13 年 10 月 ムーディー・ジャパン株式会社入社 アシスタント・ヴァイス・プレジデント・アナリスト 平成 14 年 11 月 有限会社不動産投資研究所 (現株式会社不動産投資研究所) を設立し取締役に就任、株式会社へ組織変更後代表取締役 (現職) 平成 17 年 1 月 本投資法人監督役員就任 (現職) 平成 17 年 6 月 Ex・Partners 有限会社設立 取締役 (現職)

上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

### 3. 会計監査人の選任について

本投資法人の会計監査人である中央青山監査法人は、本投資主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに以下の会計監査人を選任します。

会計監査人候補者は以下のとおりです。

(平成 17 年 9 月 30 日現在)

名 称	新日本監査法人												
主たる事務所	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号 日比谷国際ビル												
沿革	太田昭和監査法人（昭和 60 年 10 月設立）とセンチュリー監査法人（昭和 61 年 1 月設立）が平成 12 年 4 月に合併し、監査法人太田昭和センチュリーとなる。平成 13 年 7 月に名称を新日本監査法人とする。												
概要	<p>&lt; 人員構成 &gt;</p> <table> <tr> <td>社員：代表社員</td> <td>327 名</td> </tr> <tr> <td>社員</td> <td>214 名</td> </tr> <tr> <td>職員：公認会計士</td> <td>1,113 名</td> </tr> <tr> <td>会計士補</td> <td>818 名</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>639 名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3,111 名（非常勤を除く）</td> </tr> </table> <p>&lt; 関与会社数 &gt; 4,753 社 &lt; 出 資 金 &gt; 1,736 百万円</p>	社員：代表社員	327 名	社員	214 名	職員：公認会計士	1,113 名	会計士補	818 名	その他	639 名		3,111 名（非常勤を除く）
社員：代表社員	327 名												
社員	214 名												
職員：公認会計士	1,113 名												
会計士補	818 名												
その他	639 名												
	3,111 名（非常勤を除く）												

### 4. 日程

平成 18 年 1 月 31 日 役員会にて本投資主総会提出議案を決議

平成 18 年 2 月 28 日 本投資主総会招集通知発送（予定）

平成 18 年 3 月 15 日 本投資主総会開催、規約変更議案等を付議（予定）

以 上

本日この資料は次の記者クラブに配布しています：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

本投資法人のホームページアドレス：<http://www.go-reit.co.jp>